

## 農業委員を募集します

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化が重要任務となります。また、農業委員の選出方法が【公職選挙法】から【議会の同意を条件とする村長の任命制】へと改正になりました。

以上のことから、現農業委員の任期満了に伴い、その職務を適切に行うことができる農業委員候補者を次のとおり募集いたします。

### 1. 推薦及び応募方法について

- (1) 地区からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体等からの推薦
- (3) 一般募集

### 2. 募集人員について

定数 8名（うち、女性2名、利害関係のない者1名）

### 3. 推薦及び応募資格について

- (1) 産山村に住所を有する者  
\*特別な事情がある場合はこの限りでない
- (2) 産山村が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 産山村職員でない者

### 4. 主な業務

- (1) 農業委員会総会において、農地法等に基づく審議及び決定
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進  
\*農地利用最適化推進委員と連携して実施
- (3) 農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、意見の提出

### 5. 委員の任期

令和2年7月20日から令和5年7月19日まで（3年間）

### 6. 報酬

委員：基本給 182,000円/年

能率給 農地等の利用の最適化に係る活動に応じて村長が予算の範囲内で定める額

### 7. 推薦及び応募受付期間

令和2年3月2日（月）から令和2年4月1日（水）まで（必着）

\*受付時間は午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土日及び祝祭日は除きます。

## 8. 推薦及び応募手続きについて

(1) 委員の推薦又は応募に当たっては、【推薦・応募用紙（農業委員）】に必要事項を記入し産山村農業委員会事務局まで持参若しくは郵送により提出。

＊【推薦・応募用紙（農業委員）】については、産山村農業委員会事務局の窓口にてお受け取りいただくか、産山村ホームページからダウンロードして下さい。

## 9. 推薦及び応募状況の公表

推薦又は募集された事項については、法律により、情報公開を義務付けられておりますので、募集期間の中間及び終了後に遅滞なく、氏名、年齢、職業等（住所を除く）をホームページ等に公表いたします。あらかじめご了承ください。

## 10. 農業委員の任命について

推薦又は募集された方については選考を行い、委員候補者を決定後、議会の同意を得たうえで村長が任命します。

## 11. 推薦及び応募に係る書類の提出先・お問合せ先

〒869-2703 阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3

産山村農業委員会（産山村役場経済建設課内）

【電話】0967-25-2213

【FAX】0967-25-2864